

令和 5年度
包括外部監査の結果報告書
(概要版)
多様性の推進に関する財務事務の執行

令和 6年 2月
包括外部監査人
公認会計士 大橋 正明

【本報告書の記載内容に関する留意事項】

○報告書中の表の数値は、端数未満の金額は切り捨て、比率は四捨五入している。したがって端数処理の関係上、合計とその内訳が一致しない場合がある。

○外部監査を通じて発見した、指摘すべき事項、意見を付すべき事項について、それぞれ、【指摘】、【意見】として記述した。それぞれの内容は以下のとおりである。

【指摘】 「法令や規則等に違反している事項、著しく不当な事項等」

【意見】 「規則違反ではないが、自治体運営の経済性・効率性・有効性を踏まえた結果、改善することが望ましい事項」

目次

第 1 外部監査の概要	1
1 外部監査の種類	1
2 選定した特定の事件（テーマ）	1
3 事件を選定した理由	1
4 外部監査の対象期間	2
5 外部監査の実施期間	2
6 包括外部監査人及び補助者	2
7 利害関係	3
第 2 監査の方法	4
1 主な監査視点	4
2 主な監査手続	4
3 監査の対象	4
第 3 監査の結果（総括）	8
1 監査結果の指摘・意見の数	8
第 4 監査の結果（指摘）	11
1（事業 No. 62） 障害者基幹相談支援センターの運営事業	11
2（事業 No. 71） 発達障害者の支援事業	13
3（事業 No. 77） 障害者就労支援センター等への運営補助事業	17
4（事業 No. 78） ワーク・ライフ・バランスの推進事業	20
5（事業 No. 396） 地域における情報の多言語化事業	21
第 5 監査の結果（主な意見ほか）	25
1 公共施設の指定管理者の応募状況について	25
2（事業 No. 77） 障害者就労支援センター等への運営補助事業	27
3（事業 No. 343） ヘルプマーク・ヘルプカードの普及啓発事業	27

第 1 外部監査の概要

1 外部監査の種類

地方自治法第 252条の37第 1項に基づく包括外部監査

2 選定した特定の事件（テーマ）

「多様性の推進に関する財務事務の執行」

3 事件を選定した理由

2015年 9月の国連サミットで「SDGs（持続可能な開発目標）」（以下「SDGs」という。）が採択され、世界は2030年までの目標達成を目指している。

わが国においては、この採択をきっかけに持続可能な地球環境に向けた課題意識が高まり、様々な取組が、国、自治体、企業等で行われている。

このような状況のなか、名古屋市はSDGsの達成に向けた優れた取組を提案する都市である「SDGs未来都市」に国から選定された。これは「地方創生SDGs」の達成に向け、優れたSDGsの取組を提案する地方自治体を選定するもので、従来行われてきた持続可能なまちづくりや地域活性化に向けた取組の推進を行うにあたって、SDGsの理念を取り込むことにより、政策の全体最適化と地域課題解決の加速化という相乗効果が期待されているものである。

ここで、SDGs全体の理念として「誰一人取り残さない」という考え方がある。これは多様な人材がお互いに認め合い、受け入れ合う機会と風土を作り出すことが、SDGsの目標達成において必須であると考えられているためであり、実際に、各目標の達成基準の中では、女性や子ども、障害のある人、移住労働者など社会的に弱い立場になりがちな存在への配慮が繰り返し記されている。そのため、この多様性の尊重はSDGsの取組において重要な考えとなっている。

この多様性の尊重への取組は、名古屋市総合計画2023（令和元年度から令和5年度までの 5年間）にも反映され、重点戦略の一つである「戦略 2 みんなにやさしい福祉を実現し、元気に活躍できるまちづくりを進めます」の項目には、「(2) 誰もが活躍！「ダイバーシティ推進戦略」」がある。この戦略では、

多様性を認め合う社会の実現や、多様な人材の活躍促進など複数の施策に関する事業を定め、様々な取組を進めている。

この取組は、名古屋市民の働き方、学び方、生き方に直接影響するものであり、市民の関心度も高いと考えられる。

また、その取組にあたっては、関係する部局が複数に及ぶことから、多様性の推進に関する事務を適切に管理することは非常に重要と考えられる。

以上の点を踏まえ、多様性の推進に関する財務事務の執行について、その合規性に加え、経済性、効率性、有効性の観点から検討することは、重要性、適時性の点から有用であると考えられる。そして関係する部局も多く、当該事業を対象として監査を実施することは大きな意義があると判断し、監査テーマとして選定した。

4 外部監査の対象期間

原則として令和 4年度。

ただし、必要に応じて令和 3年度以前及び令和 5年度も対象とした。

5 外部監査の実施期間

自：令和 5年 6月 2日 至：令和 6年 2月 2日

6 包括外部監査人及び補助者

(1) 包括外部監査人

大橋 正明 (公認会計士)

(2) 補助者

内田 充幸 (公認会計士)

道家 秀幸 (公認会計士)

片山 真希 (公認会計士)

石黒 由紀 (公認会計士)

吉野 公美 (日本公認会計士協会準会員)

臼井 和樹 (日本公認会計士協会準会員)

柴山 健太郎（日本公認会計士協会準会員）

諏訪 裕磨（日本公認会計士協会準会員）

7 利害関係

包括外部監査人及び補助者は、いずれも監査の対象とした事件について地方自治法第 252条の29の規定により記載すべき利害関係はない。

第 2 監査の方法

1 主な監査視点

- (1) 多様性の推進に関する財務事務は、法令、条例、規則等に基づき適切に執行されているか。
- (2) 多様性の推進に関する財務事務は、経済的・効率的・効果的に執行されているか。

2 主な監査手続

- (1) 関連資料の閲覧
- (2) 担当者への質問
- (3) 公共施設などの視察

3 監査の対象

市は、前述のとおり「ダイバーシティ推進戦略」において多様性の推進に関連する施策を掲げ、これに基づき多様性の推進に関する取組を進めている。

そこで、これら施策に紐づく事業のうち、特に多様性の推進に関連が深いと認められるものを監査の対象とした。

具体的には以下のとおり。

監査対象事業、部局、対象団体、公共施設

事業 No.	対象事業名	対象部局、 対象団体	公共施設
1	人権啓発活動の推進	スポーツ市民局	なごや人権啓発センター
2	学校教育における人権教育の推進	教育委員会	
3	社会教育における人権教育の推進	教育委員会	
5	女性のための総合相談	スポーツ市民局	
6	配偶者からの暴力被害者の支援	子ども青少年局	
7	多様な生き方への理解促進に向けた意識啓発・専門相談等	スポーツ市民局	
8	男女平等参画の意識啓発の推進	スポーツ市民局	
9	男女平等参画推進センターの運営	スポーツ市民局 (有) アイ・ティー・オー	イーブルなごや（名古屋市男女平等参画推進センター）
10	審議会における女性委員の登用推進	スポーツ市民局	
11	雇用等における女性の活躍推進	スポーツ市民局	
31	敬老パスの交付	健康福祉局	
32	老人クラブの活動支援	健康福祉局	
33	福祉会館の運営	健康福祉局 (福) 名古屋市中村区社会福祉協議会(※)	(16区) 福祉会館
34	高齢者就業支援センターの運営	健康福祉局 (公社) 名古屋市シルバー人材センター	名古屋市高齢者就業支援センター
35	シルバー人材センター事業への補助	健康福祉局 (公社) 名古屋市シルバー人材センター	
36	鯉城学園の運営	健康福祉局 (福) 名古屋市社会福祉協議会	名古屋市鯉城学園
62	障害者基幹相談支援センターの運営	健康福祉局	(16区) 障害者基幹相談支援センター
63	障害福祉サービス事業者等への整備・運営補助	健康福祉局	
64	地域生活支援拠点事業	健康福祉局	
65	障害者虐待相談支援事業	健康福祉局 (福) 名古屋市社会福祉協議会	名古屋市障害者虐待相談センター

※ 16区にある福祉会館の指定管理者のうちから抽出

66	障害者に対する意思疎通支援	健康福祉局	
67	精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた取り組み	健康福祉局	
68	障害者差別解消の推進	健康福祉局 (福)名古屋市社会福祉協議会	名古屋市障害者差別相談センター
69	障害者医療費助成	健康福祉局	
70	難病患者の療養生活支援	健康福祉局	
71	発達障害児者の支援	子ども青少年局	名古屋市発達障害者支援センター
72	通所施設での重症心身障害児者等の受け入れ補助	健康福祉局	
73	強度行動障害者への支援	健康福祉局	
74	重症心身障害児者施設の運営	健康福祉局 (福)むつみ福祉会	名古屋市重症心身障害児者施設
75	障害者就労支援窓口の運営	健康福祉局	
76	障害者就労定着支援事業	健康福祉局	
77	障害者就労支援センター等への運営補助	健康福祉局 (福)名古屋市社会福祉協議会	障害者就労支援センター(2か所)・名古屋市障害者雇用支援センター
78	ワーク・ライフ・バランスの推進	経済局	
79	なごやジョブマッチング事業	経済局	なごやジョブサポートセンター
80	就労自立に関する自立支援プログラム推進事業	健康福祉局	
81	生活困窮者の自立支援	健康福祉局	名古屋市仕事・暮らし自立サポートセンター(3か所)
82	ホームレスの自立支援	健康福祉局	
87	子どもの読書活動の推進	教育委員会	
88	生涯学習センターの運営	教育委員会	(16区)生涯学習センター
89	女性会館の運営	教育委員会 (有)アイ・ティー・オー	イーブルなごや(名古屋市女性会館)
90	障害者スポーツセンターの運営	スポーツ市民局 (福)名古屋市総合リハビリテーション事業団	名古屋市障害者スポーツセンター
91	スポーツ実施機会の提供	スポーツ市民局	
336	福祉都市環境整備の推進	健康福祉局	

337	重点整備地区のバリアフリー化の推進	健康福祉局	
338	民間鉄道駅舎のバリアフリー化の推進	健康福祉局	
339	地下鉄駅の可動式ホーム柵の整備	交通局	地下鉄
340	地下鉄駅ホームと車両の段差・隙間の解消	交通局	地下鉄
341	地下鉄駅のエレベーターの整備	交通局	地下鉄
342	障害者理解のための広報啓発	健康福祉局	
343	ヘルプマーク・ヘルプカードの普及啓発	健康福祉局	
395	外国諸都市との交流推進	観光文化交流局	
396	地域における情報の多言語化	観光文化交流局 (公財) 名古屋国際センター	名古屋国際センター
397	地域社会に対する多文化共生の意識啓発	観光文化交流局 (公財) 名古屋国際センター	
398	外国人向け防災事業	観光文化交流局 (公財) 名古屋国際センター	
399	日本語学習の支援	観光文化交流局 (公財) 名古屋国際センター	
400	日本語指導が必要な児童生徒の支援	教育委員会	日本語教育相談センター
401	留学生の支援	観光文化交流局 (公財) 名古屋国際センター	国際留学生会館

第 3 監査の結果（総括）

1 監査結果の指摘・意見の数

(1) 指摘・意見の数

監査結果の指摘・意見の数は以下のとおりである。

	指摘	意見
総論	0	1
各論	9	69
合計	9	70

(2) 対象部局、対象団体別の指摘・意見の数

監査結果の対象部局、対象団体別の指摘・意見の数は以下のとおりである。

	対象部局、対象団体	指摘	意見
総論	スポーツ市民局	0	1
	観光文化交流局		
	健康福祉局		
各論	スポーツ市民局	0	11
	経済局	1	9
	観光文化交流局	1	2
	健康福祉局	1	22
	子ども青少年局	2	6
	教育委員会	0	8
	（公財）名古屋国際センター	1	4
	（公社）名古屋市シルバー人材センター	0	2
	（福）名古屋市社会福祉協議会	3	3
	（福）名古屋市中村区社会福祉協議会	0	1
	（福）むつみ福祉会	0	1
合計		9	70

(3) 対象事業別の指摘・意見の数

監査結果の事業別の指摘・意見の数は以下のとおりである。

事業 No.	対象事業名	対象部局、対象団体	指摘	意見
総論				
-	-	スポーツ市民局 観光文化交流局 健康福祉局	0	1
各論				
1	人権啓発活動の推進	スポーツ市民局	0	2
2	学校教育における人権教育の推進	教育委員会	0	1
5	女性のための総合相談	スポーツ市民局	0	1
6	配偶者からの暴力被害者の支援	子ども青少年局	0	4
7	多様な生き方への理解促進に向けた意識啓発・専門相談等	スポーツ市民局	0	3
10	審議会における女性委員の登用推進	スポーツ市民局	0	1
11	雇用等における女性の活躍推進	スポーツ市民局	0	1
31	敬老パスの交付	健康福祉局	0	2
32	老人クラブの活動支援	健康福祉局	0	1
33	福祉会館の運営	健康福祉局	0	2
		(福) 名古屋市中村区社会福祉協議会	0	1
35	シルバー人材センター事業への補助	健康福祉局	0	1
		(公社) 名古屋市シルバー人材センター	0	2
36	鯉城学園の運営	健康福祉局	0	4
62	障害者基幹相談支援センターの運営	健康福祉局	1	0
63	障害福祉サービス事業者等への整備・運営補助	健康福祉局	0	2
65	障害者虐待相談支援事業	(福) 名古屋市社会福祉協議会	0	1
66	障害者に対する意思疎通支援	健康福祉局	0	1

67	精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた取り組み	健康福祉局	0	1
69	障害者医療費助成	健康福祉局	0	1
70	難病患者の療養生活支援	健康福祉局	0	2
71	発達障害児者の支援	子ども青少年局	2	2
74	重症心身障害児者施設の運営	(福)むつみ福祉会	0	1
75	障害者就労支援窓口の運営	健康福祉局	0	1
77	障害者就労支援センター等への運営補助	(福)名古屋市社会福祉協議会	3	2
78	ワーク・ライフ・バランスの推進	経済局	1	5
79	なごやジョブマッチング事業	経済局	0	4
81	生活困窮者の自立支援	健康福祉局	0	1
87	子どもの読書活動の推進	教育委員会	0	1
88	生涯学習センターの運営	教育委員会	0	2
89	女性会館の運営	教育委員会	0	1
90	障害者スポーツセンターの運営	スポーツ市民局	0	1
91	スポーツ実施機会の提供	スポーツ市民局	0	2
336	福祉都市環境整備の推進	健康福祉局	0	2
343	ヘルプマーク・ヘルプカードの普及啓発	健康福祉局	0	1
396	地域における情報の多言語化	観光文化交流局	1	0
		(公財)名古屋国際センター	1	2
398	外国人向け防災事業	観光文化交流局	0	1
400	日本語指導が必要な児童生徒の支援	教育委員会	0	3
401	留学生の支援	観光文化交流局	0	1
		(公財)名古屋国際センター	0	2
合計			9	70

第 4 監査の結果（指摘）

指摘については以下のとおりである。

1（事業No. 62） 障害者基幹相談支援センターの運営事業

(1) 相談件数の集計、報告について【指摘】

ア 検出事項

市は、各区の障害者基幹相談支援センター管理者から、各区における相談支援件数の実績、障害支援区分認定調査件数の実績など、障害者基幹相談支援センターの事業内容について、毎月報告を受けている。

その事業内容についての報告様式は以下のとおりである。

障害者基幹相談支援センター事業に係る事業内容報告書 第 3 号様式

(第3号様式)
事業内容報告書
区障害者基幹相談支援センター (計)

年 月分

(当月分・相談支援を利用している障害者等の人数)

	実人数	身体障害	重症心身障害	知的障害	精神障害	発達障害	高次脳機能障害	その他	療病患者 (その他の再掲)
障害者									
障害児									
計	0	0	0	0	0	0	0	0	0
内、新規									

(年度累計・相談支援を利用している障害者等の人数)

	実人数	身体障害	重症心身障害	知的障害	精神障害	発達障害	高次脳機能障害	その他	療病患者 (その他の再掲)
障害者									
障害児									
計	0	0	0	0	0	0	0	0	0

支援内容・方法

	福祉サービスの利用等に関する支援	障害や症状の理解に関する支援	健康・医療に関する支援	不安の解消・情緒安定に関する支援	保育・教育に関する支援	家族関係・人間関係に関する支援	家計・経済に関する支援	生活技術に関する支援	就労に関する支援	社会参加・余暇活動に関する支援	権利擁護に関する支援	その他	計	差別に関する相談 (権利擁護の再掲)	虐待相談 (権利擁護の再掲)
訪問	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
同行	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
個別支援会議	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
関係機関調整	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
小計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
来所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
電話	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
電子メール	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
小計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
ヒアリングセッション (再掲)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

	総会 (全体会)	部会	研修会	その他	計
地域自立支援協議会					0

事業運営費外

障害支援区分認定調査件	サービス等利用計画 (案) 件	サービス等利用計画 件	継続サービス利用支援 件	入居成立 件

(出典：健康福祉局作成資料)

ここで、相談支援を行った障害者（児） 1名について、同じ日に内容・方法が異なる相談支援を行った場合には、該当する支援区分それぞれの相談実績件数として報告しなければならない計上方法となっている。

また、障害支援区分認定調査を行った場合で、その際に相談業務も行った場合は、その相談業務の件数についても実績件数として報告しなければならない計上方法となっている。

しかし、以下の障害者基幹相談支援センターにおいて、その計上方法に誤りがあった。

■ A区障害者基幹相談支援センター

同じ日に内容・方法が異なる相談支援を行った場合に、該当する支援区分それぞれの相談実績件数として計上すべきところ、相談支援を行った障害者（児）の数を実績件数として報告しており、報告件数が過少となっていた。

■ B区障害者基幹相談支援センター

障害支援区分認定調査の際に相談業務も行ったにもかかわらず、その相談業務の件数について実績件数として報告していなかった。

これに関して、市はその計上方法について定めた文書を作成し、各障害者基幹相談支援センターの管理者に配布することで計上方法の詳細を周知している。

しかし、市がこの文書の配布を行ったのは、長期継続契約の開始年度である平成31年度当初のみであり、毎年度の配布は行っていなかった。

イ 指摘

相談件数の数は、相談員の配置人数を適切な数に調整するための重要な指標となる。そのため、市は相談件数について集計の正確性を確保する必要がある。

特に、計上方法について定めた文書の配布が平成31年度当初のみであり、明らかにこの周知不足が今回の誤りの原因の一つであると考えられる。

今後は正確な集計がされるよう、適切な統制の構築を行うことが必要である。

なお、健康福祉局は今回の件を受けて、令和 5 年 8 月 25 日に各区の障害者基幹相談支援センター管理者に対し、以下のとおり事業内容報告書（第 3 号様式）の計上方法について再周知を行っている。

事業内容報告書（第 3 号様式）の計上方法について（再周知）

令和 5 年 8 月 2 5 日	
各区障害者基幹相談支援センター 管理者様	名古屋市健康福祉局 障害福祉部障害者支援課
事業内容報告書（第 3 号様式）の計上方法について（再周知）	
日頃は、本市の障害福祉行政に格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。毎月、相談支援に関する実績報告として事業内容報告書（第 3 号様式）を、翌月 10 日までにご提出いただいているところですが、計上方法について、本来計上すべきものが計上されていないといった事例がありましたので改めて計上方法について再周知をさせていただきます。センター内でも周知を改めてさせていただきますよう、よろしくお願いいたします。	
記	
1 当月分・相談支援を利用している障害者等の人数	

（出典：健康福祉局作成資料）

2（事業No. 71） 発達障害者の支援事業

（1） 事業概要における主な事業実施状況の公表数値の誤りについて【指摘】

ア 検出事項

外部公表資料である令和 4 年度版「事業概要」に記載のある 4 発達障害者センター（5）主な事業実施状況は以下の各表のとおりである。

関係施設及び関係機関に対する普及啓発及び研修

区分	実施回数及び 参加者数	令和 2年度	令和 3年度
センター主催の 研修・講演会	実施回数	17回	<u>11回</u>
	延参加者数	905人	<u>1,072人</u>
センター共催の 研修・講演会	実施回数	12回	<u>19回</u>
	延参加者数	759人	<u>1,119人</u>
講師派遣	実施回数	34回	40回
	延参加者数	525人	1,108人

(出典：令和 4年度版「事業概要」 4 (5) 主な事業実施状況より監査
人作成)

関係機関等との連携

区分	実施回数及び 参加者数	令和 2年度	令和 3年度
連絡協議会	実施回数	2回	2回
調整会議	実施回数	<u>23回</u>	<u>32回</u>
機関コンサル テーション	支援延件数	8件	7件

(出典：令和 4年度版「事業概要」 4 (5) 主な事業実施状況より監査
人作成)

個別支援のための調整会議

区分	実施回数及び 参加者数	令和 2年度	令和 3年度
個別支援のための 調整会議	参加回数	4回	<u>7回</u>

(出典：令和 4年度版「事業概要」 4 (5) 主な事業実施状況より監査
人作成)

上記各表中のアンダーラインのある箇所が、過年度に誤って公表されたデータであり、内容は以下のとおりである。

関係施設及び関係機関に対する普及啓発及び研修

- ・ 令和 3年度のセンター主催の研修・講演会
正) 実施回数11回、延参加者数 1,072人
誤) 実施回数 3回、延参加者数 150人
- ・ 令和 3年度のセンター共催の研修・講演会
正) 実施回数19回、延参加者数 1,119人
誤) 実施回数25回、延参加者数 1,340人

関係機関等との連携

- ・ 令和 2年度の調整会議
正) 実施回数23回
誤) 実施回数 4回
- ・ 令和 3年度の調整会議
正) 実施回数32回
誤) 実施回数 7回

個別支援のための調整会議

- ・ 令和 3年度の個別支援のための調整会議
正) 参加回数 7回
誤) 参加回数 3回

これらは集計方法の誤りに起因するものであり、令和 3年度の「事業概要」で公表したデータが他の年度のデータと乖離が大きいため市が再確認したところ、誤りが判明し、令和 4年度の「事業概要」で過年度のデータを公表する際に正しく修正して公表した。資料の作成者とは別に査閲者を設けてダブルチェックの体制を整えていたが、作成者・査閲者ともに誤りに気付くことができず誤ったデータが公表された。

イ 指摘

外部公表資料である「事業概要」のデータが誤っていたため、ダブルチェックの体制を強化する、前年度の担当者から適切な引継ぎを受けられる体制を構築するとともに過年度のデータとの比較や整合性を検討し、正しい情報を公表すべきである。

(2) 事業概要及び発達障害者支援体制整備検討委員会資料における面談回数の誤りについて【指摘】

ア 検出事項

外部公表資料である令和 3年度版「事業概要」に記載のある 4発達障害者センター（1）相談業務について、誤ったデータが公表されている。

・令和 3年度の相談実績

正）面談回数47回

誤）面談回数58回

また、市の内部資料である「令和 4年度第 2回発達障害者支援体制整備検討委員会資料」の資料 2－ 1に記載のある名古屋市発達障害者支援センターりんくす名古屋における令和 4年度（2月末まで）の事業実績報告について、令和 4年度の相談実績についても誤ったデータが報告されている。

・令和 4年度の相談実績

正）相談支援16回、就労支援 111回

誤）相談支援51回、就労支援 27回

令和 3年度の「事業概要」で公表したデータの集計方法の誤りが判明し、令和 4年度の「事業概要」で過年度のデータを公表する際に正しく修正して公表した。資料の作成者とは別に査閲者を設けてダブルチェックの体制を整えていたが、作成者・査閲者ともに誤りに気付くことができず誤った情報が公表された。

イ 指摘

外部公表資料である「事業概要」及び市の内部資料である「発達障害者支援体制整備検討委員会資料」のデータが誤っていたため、ダブルチェックの体制を強化する、前年度の担当者から適切な引継ぎを受けられる体制を構築するとともに過年度のデータとの比較や整合性を検討し、正しい情報を公表すべきである。

3（事業No. 77） 障害者就労支援センター等への運営補助事業

(1) 障害者雇用支援センターにおける共通費の配分計算について【指摘】

ア 検出事項

社会福祉法人名古屋市社会福祉協議会（以下「社協」という。）では複数の拠点で業務を行っているが、当障害者雇用支援センター拠点においては、以下の 3つの事業を行っている。

- 障害者就労移行支援事業
- 障害者就労定着支援事業
- 障害者就労支援センター等事業

そのため、当障害者雇用支援センター拠点における資金収支については、上記の 3つの事業に区分して経理している。

ここで、これらの事業に共通して費用が発生する場合がある。具体的には、上記 3つの事業全てで使用する消耗品費などである。このような事業共通経費については、経理上一定の按分基準を用いて各事業に按分する必要がある。この点、社協では以下のとおり、経費の発生月を基にした按分基準を採用している。

事業	按分基準
障害者就労移行支援事業	4月から11月に発生した経費
障害者就労定着支援事業	－※
障害者就労支援センター等事業	12月から 3月に発生した経費

※ 障害者就労定着支援事業には共通経費は按分されていない。

（出典：監査人作成）

なお、当障害者雇用支援センター拠点における各事業の支援員配置数は以下のとおりである。

事業	配置数
障害者就労移行支援事業	8名
障害者就労定着支援事業	※兼務あり
障害者就労支援センター等事業	5名
派遣事務員	1名
計	14名

(出典：監査人作成)

イ 指摘 1

障害者就労定着支援事業に、共通経費が按分されていない。

経済的事態に基づいて、障害者就労定着支援事業でも共通経費を負担させるよう、按分基準を定める必要がある。

ウ 指摘 2

消耗品費の発生はその消耗品を購入した時点で認識される。また、消耗品をいつ購入するかは、社協が自由に決定できる。

これを踏まえると、社協の採用している発生月による按分基準だと、消耗品を購入する時期によって、共通経費を恣意的に各事業に按分することが可能となる。例えば、年間で用いる消耗品の大半を 4月から11月に購入すると、共通経費の大半を障害者就労移行支援事業に按分させることが可能となる。

そのため、共通経費の按分基準は、できる限り恣意性を排除できる客観的な基準が望ましいものとされている。例えば、各事業の支援員の配置数など、できる限り恣意性が排除される按分基準が考えられる。

今後は、共通経費の按分基準について、恣意性を排除できる客観的な基準を検討し、按分する必要がある。

(2) 運営補助金精算額計算書の支出の算出方法について【指摘】

ア 検出事項

市は社協に障害者雇用支援センター運営費補助金を交付している。社協は、その補助金に対して精算額を計算している。

令和 4年度の障害者雇用支援センター運営費補助金精算額計算書は以下のとおりである。

令和 4年度障害者雇用支援センター運営費補助金精算額計算書

科目	金額（円）
収入(A)	23,320,000
支出(B)	23,320,000
返還額(A)－(B)	0

これを見ると、補助金収入と支出が同額で記載されており、収入額－支出額で計算される返還額欄が 0円となっている。

一方、社協の作成した決算書のうち、当障害者雇用支援センター運営にかかる資金収支計算書は以下のとおりである。

勘定科目	予算(A)	決算(B)
事業活動収入計(1)	24,320,000	24,203,542
事業活動支出計(2)	31,817,000	32,584,071
事業活動資金収支差額(3)=(1)-(2)	△7,497,000	△8,380,529

これを見ると、収入額－支出額で計算される資金収支差額は△ 8,380,529円となっている。

精算額計算書上の収支同額に対し、資金収支計算書上の収支はマイナスとなっている理由について社協に質問したところ、精算額計算書上は補助金額と同額となるよう支出を調整して計上したとのことであった。

すなわち、精算額計算書上の支出額は、経済的実態としての支出額ではなく、精算額計算書上の収支を同額とするために支出を過少計上している。

イ 指摘

運営費補助金精算額計算書は補助金に対しいくらの支出があったのか、補助金よりも支出が少なかった場合にはいくら返還が必要なのかを確認する目的で作成されるものである。その趣旨に鑑みれば、返還額欄がマイナスになっていたとしても補助金の精算額に影響はない。

むしろ、交付される補助金では支出を賄えていない現状を明らかにすることで、今後も同水準の補助金交付額だった場合に、当事業の継続性に問題がないかを市と社協とで協議する必要がある。

そのため、精算額計算書に記載する支出額は、補助金額と同額に調整せず、実際の支出額を記載する必要がある。

4（事業No. 78） ワーク・ライフ・バランスの推進事業

(1) 未更新企業の認証マークの使用について【指摘】

ア 検出事項

ワーク・ライフ・バランス推進企業は認証マークを企業のホームページ等に掲載することが認められている。

ワーク・ライフ・バランス推進企業の認証マーク



（出典：市公式ウェブサイト）

ワーク・ライフ・バランス推進企業の初回の認証期限は 3 年間であり、3 年目に更新申請が必要であるが、認証期限が到来し未更新となった後にも、認証マークを引き続き使用している企業が検出された。

認証未更新企業が認証マークを使用している件数

認証更新年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度
認証マーク使用企業数	0件	5件	6件

（出典：認証未更新企業ホームページより監査人集計、最終閲覧日：2023年10月25日）

イ 指摘

ワーク・ライフ・バランス推進企業の認証期限が到来し未更新となった後にも、認証マークを引き続き使用している企業がある。認証企業に対して認証時及び更新時に認証マークの使用可能期間を明確に伝達し、認証期間外の使用を防止するとともに、市においても未更新企業が認証マークを引き続き使用していないことを確認すべきである。また、認証マークに認証期間の記載を求め、利用者に対して認証期間を明確にすることも有用である。

5（事業No. 396） 地域における情報の多言語化事業

(1) 機械翻訳システム運用業務に関する契約について【指摘】

ア 検出事項

市は令和 5年度において、市公式ウェブサイトに機械翻訳を導入するにあたり、「名古屋市ウェブサイト機械翻訳システム運用業務委託契約」を行った。

当契約は地方自治法施行令第 167条の 2第 1項第 1号及び名古屋市契約規則第19条により、随意契約にて契約締結を行った。随意契約の場合は、2人以上の者から見積書を徴取しなければならないとされている。したがって、当契約については以下のとおり、2社から見積書の徴取が行われ、結果として A社と契約締結に至った。

見積書徴取先	見積金額
A社	508, 200円
B社	3, 960, 000円

表のとおり、B社の見積金額はA社の見積金額との乖離が大きい。しかし、市はA社及びB社の見積書の徴取をもって、2人以上の者から見積書を徴取しなければならないとする要件を満たしていると判断し、A社の見積金額の適正性について検討を行っていない。なお、上記のような乖離が生じた理由として、市はA社のサービスは単独の既存翻訳サービスを活用したものである点、B社は複数の既存翻訳サービスを組み合わせたものである点にあると考えている。

イ 指摘

今回の随意契約にあたり、2人以上の者から見積書を徴取しなければならないという要件は、形式的には満たしている。一方で、2人以上の見積書を比較することで契約金額の適正性を判断するという趣旨を鑑みると、実質的には意味の乏しい行為であると考えられる。

要求する仕様に対し、それを満たす必要はあるがオーバースペックである必要はないものと考えられる。今回契約締結に至ったA社のサービスは単独の既存翻訳サービスを活用したものであるという点から、あえてサービス内容の異なる複数の既存翻訳サービスを組み合わせた先を選定する必要はない。むしろ同内容のサービスを提供している先を見積徴取候補とする方が比較可能性の点から良かったものと考えられる。

したがって、見積候補先の選定にあたっては単に形式的に要件を満たせばいいのではなく、サービス内容が同じで要件の趣旨に合致するような先を複数選定すべきであり、仮に大幅な見積金額の乖離があった場合には他の者から見積書を早急に追加（3人目）で徴取する等、見積金額の適正性について柔軟に検討すべきであったと考えられる。

(2) 成果指標の見直しについて【指摘】

ア 検出事項

（公財）名古屋国際センターは市の外郭団体であり、経営戦略計画において平成30年度から令和4年度における5年間分の成果指標の設定を

行っている。以下の表は、「情報サービスコーナー及びライブラリー来館者数」に関する成果指標の目標値及び実績値の推移である。

情報サービスコーナー及びライブラリー来館者数

年度	平成30年度	令和元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度
目標値	34,944人	35,992人	37,072人	38,184人	39,330人
実績値	41,028人	39,157人	10,255人	16,029人	18,472人

（出典：（公財）名古屋国際センター経営戦略計画）

しかし令和 2年度において新型コロナウイルス感染症に伴い、来館者数が大幅に減少することが見込まれ、利用者に対しても来館しないようにアナウンスをしていたことから、令和 3年度及び 4年度の目標値について、以下のとおり令和元年度の実績値を維持するという目標値へ見直しを行った。

情報サービスコーナー及びライブラリー来館者数の目標値の見直し

年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度
目標値見直し前	37,072人	38,184人	39,330人
目標値見直し後	37,072人	<u>39,200人</u>	<u>39,200人</u>
実績値	10,255人	16,029人	18,472人

（出典：（公財）名古屋国際センター作成資料）

情報サービスコーナーは市の「多文化共生総合相談ワンストップセンター（一元的相談窓口）」と位置づけられており、コロナ禍においても必要な方々へのサービス提供のためセンター機能の維持を継続することが公の施設として最優先である。したがって、（公財）名古屋国際センターは、見直し後の目標値についても達成は厳しいものと認識していたものの、ベトナム語やネパール語の対応日を増やす等の改善を図る等の努力をすることで目標値は据え置くものとした。

イ 指摘

当初設定した成果指標について、新型コロナウイルス感染症に伴い見直しを行ったものの、来館しないようにアナウンスしていた状況と来館者を維持するという目標の間には依然として方向性に乖離が生じていた。また（公財）名古屋国際センター自体が目標達成は厳しいものと認識しており、当事業について適切なPDCAサイクルが機能していなかったものと考えられる。

したがって、団体として明らかに達成不可能な指標ではなく事業の進捗状況を有効に評価できるような適切な指標に沿って確実に事業の遂行を行うよう、成果指標について、状況に合わせて適切に見直しを行う、もしくは新たな指標の追加を検討する等、柔軟な対応をすべきであった。

第 5 監査の結果（主な意見ほか）

意見のうち、主なものは以下のとおりである。

1 公共施設の指定管理者の応募状況について

(1) 指定管理者の応募者が 1 者の場合の競争性の確保について【意見】

ア 検出事項

施設往査の対象とした市の公共施設のうち、以下の施設については、指定管理者制度を用いて事業運営を行っている。

市の公共施設	関連する事業		部局
	No.	事業名	
イーブルなごや (名古屋市男女平等参画推進センター・名古屋市女性会館)	9	男女平等参画推進センターの運営	ス市
	89	女性会館の運営	教育
名楽福祉会館	33	福祉会館の運営	健福
名古屋市高齢者就業支援センター	34	高齢者就業支援センターの運営	健福
名古屋市鯉城学園	36	鯉城学園の運営	健福
名古屋市重症心身障害児者施設	74	重症心身障害児者施設の運営	健福
名古屋市障害者スポーツセンター	90	障害者スポーツセンターの運営	ス市
名古屋国際センター	396	地域における情報の多言語化	観文
	397	地域社会に対する多文化共生の意識啓発	観文
	398	外国人向け防災事業	観文
	399	日本語学習の支援	観文
	401	留学生の支援	観文

※表中では、スポーツ市民局を「ス市」、教育委員会を「教育」、健康福祉局を「健福」、観光文化交流局を「観文」として略称で表記している。

(出典：監査人作成)

このうち、以下の施設に係る指定管理者の応募事業者については下記
3期連続して、1者のみとなっている。

市の公共施設		令和 5年度現在	1期前	2期前
名古屋市障害者スポーツセンター	指定期間	令和 5年度から 令和 9年度	平成29年度から 令和 4年度	平成25年度から 平成28年度
	応募事業者	(福) 名古屋市 総合リハビリテ ーション事業団	(福) 名古屋市 総合リハビリテ ーション事業団	(福) 名古屋市 総合リハビリテ ーション事業団
名古屋国際センター	指定期間	令和 5年度から 令和 9年度	平成30年度から 令和 4年度	平成26年度から 平成29年度
	応募事業者	(公財) 名古屋 国際センター	(公財) 名古屋 国際センター	(公財) 名古屋 国際センター

(出典：監査人作成)

また、以下の施設に係る指定管理者の応募事業者については下記 3期
のうち 2期が、1者のみとなっている。

市の公共施設		令和 5年度現在	1期前	2期前
名古屋市高齢者就業支援センター	指定期間	令和 5年度から 令和 9年度	平成30年度から 令和 4年度	平成25年度から 平成29年度
	応募事業者	(公社) 名古屋 市シルバー人材 センター	(公社) 名古屋 市シルバー人材 センター	3者の応募あり
名古屋市鯉城学園	指定期間	令和 5年度から 令和 9年度	平成30年度から 令和 4年度	平成25年度から 平成29年度
	応募事業者	(福) 名古屋市 社会福祉協議会	2者の応募あり	(福) 名古屋市 社会福祉協議会

(出典：監査人作成)

イ 意見

施設に係る指定管理業務は一部、専門的な知識や経験が必要であるとしても、指定管理者の選定方法を公募としている以上、指定管理者の選定には競争性が確保されることが重要である。そのため、1者のみが応募する状況は実質的に競争性が確保できているとは言い難い。競争性が確保できない状況では、指定管理料が経済的な水準まで抑えられていない恐れがある。

また、現在の事業者が撤退する等の事態になった場合、代替事業者がいなければ、施設の管理事業継続が不可能となり、事業の持続可能性の観点からも問題がある恐れがある。

よって、指定管理者の募集に関して新規事業者の新規参入可能性の確保（競争性の確保）に問題がないかについて事業者等にヒアリングを実施する等して原因の把握及び分析を行い、競争性を確保するための具体的な対応策を検討することが望ましい。

2（事業No. 77） 障害者就労支援センター等への運営補助事業

(1) 相談記録の管理・廃棄方法について【意見】

ア 検出事項

各相談員がPC上で作成した相談記録のデータファイルは、印刷して保存しているものもある。ここで、印刷された相談記録は、文書規定により 3年で廃棄されることになっている。

しかし、廃棄の際、廃棄についての稟議決裁は行われていない。また、どの文書が廃棄されたかの証跡を残していないため、どの文書がいつ廃棄されたのかといったことが不明確となっている。

イ 意見

データファイルを印刷した相談記録も、相談者の個人情報も含まれる非常に機密性の高いものである。そのため、廃棄の際にもしっかりと稟議決裁を行った上で廃棄を行うことが望ましい。

また、稟議の際には、どの文書を廃棄するのかについて証跡を残し、どの文書がいつ廃棄されたのかを明確とすることが望ましい。

3（事業No. 343） ヘルプマーク・ヘルプカードの普及啓発事業

(1) 転売の防止について【意見】

ア 検出事項

市はヘルプマーク及びヘルプカードについて、市の機関などにおいて、無料で配布している。配布の際は、原則一人 1個としている。また、家

族の分など複数個の申し出があった場合は、状況を確認の上、配布している。

ここで、ヘルプマーク及びヘルプカードについては、いわゆるフリマアプリなどで出品され、中には転売が疑われるものもある。

(参考イメージ)



しかし、市は、売買させないように、事後的に必要ななくなった場合の取扱いや、不正目的で受取ることがないように、牽制する対策はとっていない。

イ 意見

ヘルプマーク及びヘルプカードは、障害などへの理解を促進するために無料で配布されるものであり、それが個人の利益獲得のために用いられるのは望ましいことではない。

今後は、転売されることを考慮して、配布の際には、事後的に必要ななくなった場合の取扱いや、不正目的で受取ることがないように、牽制する対策を検討することが望ましい。

上記 3件の意見以外に、概ね以下の内容に関して、67件の意見を記載している。

- 人材の確保・育成に関する意見
- 目標値・成果指標の検討に関する意見
- 周知・啓発・利用喚起に関する意見
- 研修・講座の受講に関する意見
- 書類・図書の管理に関する意見 等

以 上